

令和2年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年6月9日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第11 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第12 報告第13号 令和元年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第13 議案第35号 本巢市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第14 議案第36号 本巢市農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第37号 真桑幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第16 議案第38号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）
- 日程第17 議案第39号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第40号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	上谷政明
16番	大西徳三郎		

欠席議員（1名）

11番	道下和茂
-----	------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	洞口博行	市民環境部長	久富和浩
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬敏和	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	松井俊英

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

これより本日の会議を開きます。

議席番号11番 道下和茂君より、顔に少しできものができたというようなことで欠席届が提出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

先ほど御報告がございました今回の爆破予告事件につきまして、一言申し上げたいことがございますので時間を頂きたいと思っております。

初日の本会議のときに、皆さん承知のと通りの予告がインターネットに投稿されたということでございますが、1回目の休憩ですね、本会議開会前の時間と本会議終了したときに私に2人の方から御連絡がありました。内容はと申しますと、大変みたいですと、大丈夫ですか、気をつけてくださいといった内容でございました。

私はそのときにはと思ったのは、なぜこんなことを市民の方がこんな早い段階で知っているのかということでしたが、そのときはお昼のテレビか何かでやったのかなあというふうに思って切ったわけでございますが、終わってから調べてみますとそういった形跡もないということで、直接本人に伺いました。どこでそんな情報を仕入れたんですかといったところ、議員さんから発信されましたSNSを見てそのことを知って、心配になって連絡をさせていただいたということでございました。

後から聞いた話でございますが、それぞれ高橋議員がその日の11時、今枝議員が4時頃に発信をされたという事実を承知したところでございます。聞くところによりますと、会議が終了して議員の控室である議員がその投稿を発見いたしまして、もうこんなものが出ておるやないかと言ったところ、そこにいました数人の議員さんはちょっとまずいなあこれはといったことをそれぞれつぶやいたそうでございます。彼らが思うのは、まだ警察が捜査中の案件であり、爆破予告といった本市においては初めてかなと、そういった重要な事件に対しまして個人のSNSを通じて発信されたということだろうと思っております。

そして、私が思うに、今回、昨日予定されておりました爆破はなかったわけでございます。私が思うには、これからもなくて、今回のこの事件というものは、あくまでもその犯人がそういうことをすることによって騒動を起こさせ、市民を混乱に落とし入れるといった愉快犯であるというふうに私は認識をしております。今回、2人が取った行動は、まさにその犯人の思惑に乗った形であり、こういったことはふさわしくない。そして、2人の議員が市民の安全を思ってそのことをやったん

だとするんであれば、やはりこういったことは、そういったことに携わるプロである警察に任せるべきであり、警察が本当にそういったことが市民への発信が必要といったことを感じたのであれば、市を通じて無線で流すとか、そういったことを当然やるべきなんだろうというふうに私は思います。

やはり我々議員というものは市民の上に立つものであり、そこら辺はしっかりとした認識を持って議員活動に取り組んでいただきたいというところでございまして、今後こういったことがないように、本議会としてしっかりと対処していただきたいということを願うものでございます。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩といたします。

午前9時09分 休憩

午前9時29分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

先ほど、黒田議員から2名の議員に対しての指摘のことがありました。そのことによって、議員各位と相談をした結果、議長一任ということでもありますので、私のほうから2名の議員に対して一言注意を申し上げます。

議員は、議員の中においていろいろな制約、決まり、ルールがあります。そのほかに、議員としての責務と議員としての道徳、そして議員としての責任というものがあります。これは文章に書いてありませんけれども、この3つのことが議員として大事なことだろうと思っております。その中において、今指摘のあったことについては少し触れるところがあるであろうという思いをしております。今後において、議員としての活動の中において、これからまた今後指摘のあったような行動をしないことをお願いするとともに、私の厳重注意というふうにしておきます。

議員として、改めて議員とはどうあるべきかということを勉強するなり、また先輩議員等々に聞くなりして議員活動に励んでいただきたいと思っております。終わります。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

まずもって、先ほど御指摘いただいた件に関しまして一言お伝えしたいと思います。

まず議会がこれだけ遅れたこと、市長並びに執行部の方々、そして市議会議員の皆様におきましても大変申し訳ございませんでした。

また、御指摘いただいたことも私自身にもかみ砕いて、御指摘いただいたように軽率な行動を取らずしっかりと考えてまた今後活動をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（鐔本規之君）

2番 今枝議員。

○2番（今枝和子君）

本当に私ごとでたくさんの時間を超過いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

また、指摘の件に関しましても深く反省をしております。私、SNSは議員にさせていただいてから始めたのでありますが、市政を少しでも身近に感じていただけたらという思いから、いろんな政策であったり議員活動であったり、市の行事等を発信してまいりましたが、今回の投稿は本来皆様にお伝えすべき本質を見失っていたということを感じております。本当に御迷惑をかけて申し訳ございませんでした。以後、気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。また御指摘ありがとうございました。

日程第1 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第1、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、議長報告をさせていただきます。

最初に、第103回東海市議会議長会定期総会を4月16日に岐阜市において開催される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため書面会議となりましたので報告させていただきます。

議案は、子どもの医療費助成制度の創設についてと、土砂の埋立てに関する法整備についてと、地域運営組織への支援に係る財政措置について、及び水道事業の財政支援への強化等についての要望議案4件と、令和元年度の会計決算認定についてと令和元年度の慶弔基金会計決算認定についてと、令和2年度の負担金及び予算関係の議案4件のほか、来年度定期総会の開催市を春日井市とすることについて、及び役員を選任についての議案が提出され、全ての議案について承認並びに賛成されました。

次に、5月20日、中濃十市議会議長会をこの本巣市で開催する予定でしたが、この会議につきましても書面会議といたしました。その内容について報告いたします。

議案は、会長市による令和元年度会務報告についてと、令和元年度会計決算について、また令和2年度会計予算について及び議長会会則の一部改正についてと役員を選任について、及び来年度開催市を郡上市とすることについての議案が提出され、全ての議案について承認並びに賛成されました。

以上、会議について報告をいたします。

なお、総会等の資料につきましては議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧ください。

以上、議長報告とします。終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長にお願いいたします。

臼井委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第66号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、船来山古墳群の船来山58号墳の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された当初予算の内容と主な議案について、一般質問、議員活動日誌、委員会活動、議員研修、審議結果の順に掲載しました。16ページには、山紫水明のまちについての記事を掲載しました。

今回は、令和2年3月27日、4月2日、4月9日、4月15日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

続いて、もとす広域連合の報告をもとす広域連合副議長 村瀬明義君にお願いをいたします。

副議長 村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会が、会期を5月26日の1日限りとして、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので報告をいたします。

臨時会では、瑞穂市議会議員の任期満了に伴い欠員となっていた7人について、新たに選出された議員の紹介がありました。

続いて、議長の辞職に伴い、議長については選挙により若園五朗議員が選出されました。

次に、副議長の辞職に伴い、新たに副議長には新議長の指名推選により私、村瀬明義が就任しました。

新たに選出された瑞穂市の7人の議員について、各常任委員会委員に選任されました。また、各常任委員会の委員長、副委員長及び議会運営委員長、副委員長の互選がありました。

本巢市議会議員関係では、老人福祉常任委員長には若原敏郎議員が、療育医療衛生常任委員長に大西徳三郎議員が選任されました。

臨時会には、協議案件1件と追加の人事案件1件の計2件の議案が提出され、それぞれ審議を行い、それぞれ原案のとおり可決及び同意されました。

議案については、もとす広域連合衛生施設基幹的設備改良工事請負契約の締結についてが提出され、原案のとおり可決されました。

次に、もとす広域連合の監査委員のうち議員のうちから選任されている村木監査委員が退職されたことにより、新たに議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任についてが追加され、監査委員には引き続き村木俊文議員が選任され、審議の結果、原案のとおり同意されました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

なお、会議等の資料を御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますので申し出てください

い。以上、報告を終わります。

○議長（鐔本規之君）

次に、藤原市長より行政報告をお願いいたします。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

国内初の感染例が本年1月16日に公表されて以来、国内外で多くの感染者、死者が出ており、本市においても4月8日に1例目の感染者が、11日には2例目の感染者が確認されたところでございます。

この感染症の拡大防止に向けて、4月10日には岐阜県独自の対策である非常事態宣言が発出され、また16日にはインフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域、この中でも特に警戒が必要な特定警戒都道府県に岐阜県も指定され、5月14日の解除までの間、様々な対策を取ってまいりました。

これまでの市としての感染拡大防止対策について、改めて御報告をいたします。

市におきましては、本巣市危機管理対応指針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置し、2月27日に第1回会議を開催して以降、感染症拡大防止のための市の方針や感染防止対策について市民への適切な情報提供に努めるとともに、市が主催、関与するイベント等を原則中止または延期とし、市民の安全・安心の確保に努めてまいりました。また、小・中学校については、3月2日から臨時休業として、児童・生徒への感染防止を図ってまいりました。

その後は、国内での感染者数が増加する中、国や県からの情報等を受けながら感染症対策総合アクションプランを策定し、各部局における役割分担の確認やマスクや消毒液など物資の備蓄量の把握や確保に努め、感染症拡大に対応するための体制を取ってまいりました。

また、3月26日には、感染症の蔓延のおそれが高いとして、国において特措法に基づく政府対策本部が設置され、県においても岐阜県対策本部が設置されたことを受け、市では翌27日に対策連絡会議から新型コロナウイルス感染症対策本部に切り替え、県内の動向を見据えて逐次対応できる体制を取るとともに、公共施設の閉館など感染拡大の防止を図ってまいりました。

しかしながら、国内における感染者数は増加し続け、3月下旬から4月上旬には県内でもクラスター感染が発生し県による非常事態が宣言され、4月4日から実施されていた「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」が強化・延長される状況となりました。

また、市内でも1例目、2例目となる感染者が確認されたのもこの頃でございますが、県の非常事態宣言に伴い、市民や事業者に対する不要不急の外出の自粛や、密閉・密集・密接、いわゆる3密の回避徹底の呼びかけ、また小・中学校の臨時休業の延期や幼児園、留守家庭教室の休園への検討、イベント等の中止、市役所機能維持のための職員の密集回避等の対応を行ってまいりました。

このような状況の中、4月16日には緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、岐阜県は特定警戒都

道府県に指定されたことから特措法に基づく外出自粛、施設の使用停止、催物の開催停止等の要請とともに、事業者への休業協力要請とその協力金支給に係る対応に当たってまいりました。

市の対応としましては、この後、専決処分の報告事項として御報告いたしますが、4月24日には市独自の緊急対策として、いち早く子育て世帯応援給付金の支給を決定するとともに、5月1日には国の緊急経済対策、特別定額給付金の対応や感染症対策物品の購入等について、それぞれ必要な予算を専決処分したところでございます。これらの給付金の支給等については、対策本部会議において、市職員総力を挙げスピード感を持って対応するよう指示いたしました。

また、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、5月5日の対策本部会議においては、これまでの対策を維持した上での今後の対応について協議するとともに、緊急事態宣言の段階的な解除も視野に、経済対策等について検討していくよう指示をいたしました。

その後、緊急事態宣言の区域の変更により岐阜県が対象区域から解除されることとなり、5月15日の対策本部会議において国の基本的対処方針及び県の行動指針についての確認を行い、市民に対する「新しい生活様式」の定着に向けた周知、事業者に対する指針に沿った感染防止対策の徹底やマニュアル策定の依頼、また6月1日からの小・中学校等の段階的な再開に向けた検討や、市の施設の再開等について協議を行ったところでございます。

なお、幼稚園、小・中学校等の臨時休業により影響を受けている全ての子育て世帯を応援するために対象児童1人につき2万円を支給する子育て世帯応援給付金につきましては、1回目支給日の5月15日以降、順次支給を行っており、就学援助世帯への2万円の追加分も含めて、現在ほぼ全ての子育て世帯への支給を終えたところでございます。

また、市民1人当たり10万円を支給する国の特別定額給付金につきましては、6月8日現在であります。マイナンバーカードを利用したオンライン申請では309件、郵送による申請分は1万739件の申請を受け付けております。第1回目の5月20日支給以降、6月15日までには全世帯の85%、約30億円の支給を見込んでおり、引き続き速やかな支給を行っていきたくと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い入手困難となったマスク等につきましては、市内中学生からの手作りマスクや、市内外の各事業所などからの不織布マスクなど合わせて2万8,000枚の寄附や2,000本ほどの消毒液など温かい支援を頂きました。これらにつきましては、市内の高齢者福祉施設や医師会、歯科医師会で活用いただきましたほか、小・中学校や幼稚園などでも有効に活用させていただきます。このような温かい御支援に対しまして、心より感謝を申し上げます。

以上のような支援や感染防止対策を取ってまいりましたところ、市内における2例目の感染者の発生以降は新たな感染者を出すことなく、新型コロナウイルス感染拡大防止に一定の効果があったものと考えております。

これもひとえに市民の皆様の外出自粛、また事業者の皆様様の営業の自粛等に御理解・御協力を頂いたことによるものであり、改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、今後しばらくはコロナウイルスと共存していくこととなると考えており、感染の第2波、第3波に備え、気を緩めることなく、市民の安全・安心のため、引き続き現在の体制を維

持するとともに、緊急事態宣言解除後の新たな日常に向け、市商工会が実施する地域経済の回復を目的としたプレミアム付商品券事業に補助を行うなど、必要な対策を取っていくこととしております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず東海環状自動車道の全体の整備計画でございますが、去る3月16日に北勢インターチェンジから養老インターチェンジ間の令和8年度の開通見通しが発表されました。この区間の開通により東海環状自動車道は全線がつながることとなり、これによりミッシングリンクが解消され、経済、物流、産業、観光、防災、医療等の各方面における様々な効果が期待できると思われまます。また、昨年12月14日の大野神戸インターチェンジの開通に続き、山県インターチェンジから関広見インターチェンジ間につきましても3月20日に開通しました。

さらに、残る未開通区間につきましても、4月に発表されました国の本年度の事業計画通知におきまして、関広見インターチェンジから養老インターチェンジ間の整備に約149億円、養老インターチェンジから北勢インターチェンジ間の整備に約114億円、合計で約263億円が岐阜県の西回りルートに配分され、この区間での本体工事がさらに進む見込みでございます。

当市内におきましても、岐阜国道事務所及び中日本高速道路株式会社により着々と工事が発注され、市内の工事もいよいよ本格的に開始されつつあります。市民の皆様には、工事中は何かと御不便をおかけするとは思いますが、東海環状自動車道の一日も早い開通のため、御理解・御協力を頂きますようお願いいたします。

また、市内の整備状況でございますが、現在施工中の工事は、岐阜国道事務所の発注分としては4件、（仮称）本巣パーキングエリア内の盛土、横断ボックスカルバート等、また（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の用排水路及び市道の付け替え、擁壁及び橋台等、また中日本高速道路株式会社の発注分としては4件、竹後、政田更屋敷、見延、上保周辺の橋脚及び下部工を工事中とのことでございます。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、岐阜国道事務所の発注分として、本巣パーキングエリアに関連する道路建設工事1件、糸貫インターチェンジに関連する道路建築工事1件、また中日本高速道路株式会社の発注分として、市内全域での橋台・橋脚、計127基の工事6件が行われるとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、本巣市空家等対策計画の策定について、御報告を申し上げます。

国の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市における空き家等への対策を総合的かつ計画的に進めることを目的に、本巣市空家等対策計画を令和2年3月に策定いたしましたので、

御報告を申し上げます。

本年度におきましては、本巢市空家等対策協議会の設置及び本巢市空家等管理条例、仮称でございますが、この条例の策定について検討を進める予定でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第3号から日程第11 報告第12号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第2、報告第3号から日程第11、報告第12号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてということで、内容は本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、内容は本巢市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

令和2年度の地方税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月1日、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容といたしましては、本巢市税条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容といたしましては、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容といたしましては、

本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対して傷病手当金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めるとについて、内容といたしまして、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対して国民健康保険税を減免するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月15日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に、報告第9号 専決処分の承認を求めるとについてでございます。内容といたしましては、本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次に、報告第10号 専決処分の承認を求めるとについてでございます。内容といたしましては、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月24日、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

次に、報告第11号 専決処分の承認を求めるとについてでございます。内容といたしましては、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日、令和2年度本巢市一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

次に、報告第12号 専決処分の承認を求めるとについてでございます。内容といたしましては、令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日、本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

以上、詳細につきまして、報告第3号から第5号までは総務部長から、報告第6号から第9号及び第12号までは市民環境部長から、報告第10号及び第11号につきましては副市長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

報告第3号から報告第5号までの補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第3号、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

最初に、改正の趣旨でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部の改正によりまして俸給月額が改定されましたことから、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、令和2年3月27日に公布されたところでございます。また、民法の一部を改正する法律により、法定利率の改定が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第5条、別表関係の非常勤消防団員または非常勤水防団員が公務により死亡、負傷等し、または障がいの状態となった場合等に行う損害補償の額の算定の基礎となります補償基礎額につきまして、階級及び勤務年数に応じ表のとおり改定するものでございます。

次に、附則の改正でございますが、民法の一部の改正によりまして法定利率の改定がされましたことに伴い、障がい補償年金前払一時金が支給された場合における障がい補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率につきまして、現行の「100分の5」から、「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

適用関係でございますが、改正の施行日につきましては令和2年4月1日でございます。

経過措置といたしましては、この改正後の規制につきましては4月1日以降に発生した補償等に適用するものでございまして、それ以前のものにつきましては従前の例ということで補償するものでございます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、本巢市税条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

少し長くなりますので御承知おきいただきたいと思いますと思っております。

議案の概要の8ページのほうをお開きいただきたいと思いますと思っております。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されましたことにより、所要の改正をしたものでございます。

なお、今回の改正につきましては、個人住民税、固定資産税、地方たばこ税が主な改正でございます。

それでは、改正内容につきまして順次御説明をさせていただきます。

最初に、第1条関係の本則の改正、アの24条関係、個人の住民税の非課税の範囲でございますが、地方税法第295条第1項に規定されております寡婦、これは女性の方と男性の方の寡夫でございますが、控除等を独り親控除とする改正に伴いまして、寡夫に限らず全ての独り親家庭の子どもに対して公平となる税制とするため、婚姻歴の有無による不公平、男性独り親と女性独り親の不公平を

解消するため、令和3年度以降の各年度分の個人住民税の非課税につきまして寡夫を——寡夫につきましては男性の方でございますが——対象から除き、独り親を対象として加えるものでございます。

次に、イの第34条の2関係、所得控除でございますが、地方税法等第314条2に規定されております寡婦控除等独り親控除の額の改正に伴い、令和3年度以降の各年度分の個人の住民税につきましては、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子の総所得金額48万円以下を有する単身者に同一の独り親控除30万円でございますが、これ以外の寡婦につきましては引き続き26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦につきましても所得制限を設定するものでございます。

このほか、現行の寡婦控除の特別加算及び寡婦控除を廃止するものでございます。

次に、エの第36条の3の2関係、及び第36条の3の3関係でございますが、地方税法第317条の3の2及び同条3の3に規定されております扶養親族申告書の改正に伴い、給与所得者または公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合におきまして、その旨の記載を不要とするものでございます。

次に、カ、第54条関係、固定資産税の納税義務者等でございますが、地方税法等第343条の改正に伴い、所有者を検索するため相当な努力を行っても所有者が不明な場合には、あらかじめ通知した上で使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することを新たに規定するものでございます。

次に、9ページのケ、第74条の3関係の現所有者の申告でございますが、地方税法第384条の3の新設に伴いまして、土地または家屋の登記簿または土地補充課税台帳、もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合には、当該土地または家屋の現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日以降までに現所有者の住所及び氏名、名称、その他の固定資産税の賦課徴収に関しまして必要な事項を申告させることができることを新たに規定するものでございます。

次に、コの第75条関係、固定資産税に係る不申告に関する過料でございます。

地方税法第385条の改正に伴い、第74条の3、現所有者の申告でございますが、の規定に係る申告を正当な理由がなく申告をしなかった場合には10万円以下の過料を科するものでございます。

次に、サの第94条関係、たばこ税の課税標準でございますが、平成30年度税制改正におきまして、平成30年度から令和4年度までの10月1日に5段階で見直しが行われておるところでございますが、令和2年度の地方税法第467条の改正に伴いまして、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間におきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数の算定につきまして、1本当たりの重量が0.7グラム未満の紙巻きたばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算するものでございます。

次に、シの96条関係、たばこ税の課税免除でございますが、地方税法第469条の改正に伴い、卸売販売業者等が輸出または輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し、及び我が国と外国の間を往来する我が国の船舶または航空機に船用品または機用品として積み込むための売渡しに係る課税免除の適用を受けようとする場合には、課税免除理由に該当することを称するに足りる書類の提

出を不要とした上で、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税を記載し、かつ課税免除理由に該当することを称するに足る書類を保存している場合に限り適用するものでございます。

次に、10ページの附則の改正でございますが、アで第3条関係の2でございます。

延滞金の割合の特例でございますが、地方税法附則第3条の2及び租税特別措置法の延滞金の特例の規定の改正に伴いまして、納税の猶予等の特例を受けた場合の延滞金の割合につきましては、納税の猶予をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間は猶予特例基準割合とし、還付加算金の割合につきましては各年の還付加算金基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中は還付加算金特別基準割合にするものでございます。なお、この改正による各割合が0.1%未満であるときは0.1%とするものでございます。

次に、エの第8条関係でございます。

肉用牛の卸売による事業所得に係る市民税の課税の特例でございますが、免税対象飼育牛を売却した場合、1,500頭までのものに係る事業所得に対する所得割が免除され、1,500頭を超える部分につきましては卸売価格の1.5%、県民税が0.6%、市民税が0.9%でございますが、これを課税しておりますが、この特例期間を3年延長し令和6年度までにするものでございます。

次に、オの第10条関係の2でございますが、地方税法附則第15条の改正に伴いまして、令和5年3月31日までに水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた地区内の土地における固定資産税の課税標準を指定された日から3年間、2分の1の割合に乗じて軽減することを新たに規定するものでございますが、県内では輪之内町の福束輪中が指定されているところでございますが、といった状況でございます。

次に、11ページのシ、第17条関係、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、地方税法附則第34条の改正に伴いまして、個人が低未利用地またはその上にございます権利を譲渡した場合には、当該低未利用地等の譲渡益から100万円を控除できることを規定するものでございます。

なお、本特例の適用期間につきましては、令和2年7月1日から令和4年12月31日まででございます。

次に、12ページのス、第17条の2関係、優良宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございますが、地方税法附則第34条の2の改正に伴いまして、個人が優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得の課税の特例を3年間延長し令和5年度までとするものでございます。

次に、第2条関係の本則の改正、エの第31条関係、均等割の課税から13ページのキの第52条関係、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、法人市民税関係でございますが、地方税法第312条の改正に伴い、国税では企業グループを1つとする納税単位とする連結納税制度から各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されることとなりますが、地方税法におきましては現行の基本的な制度の枠組みを維持しつつ、国税の見直しに合わせて連結法人税額に係る規定を除外するものでございます。

次に、13ページのク、第94条関係、たばこ税の課税標準でございますが、先ほど第1条関係の本則の改正で御説明させていただきましたが、第2条関係では、令和3年度10月1日以降の算定につきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算することとなります。

次に、第3条関係の本則の改正でございますが、アの第3条関係のうち第24条の改正関係でございますが、令和2年度の地方税法の改正に伴いまして、平成31年度改正法第3条、附則第1条、附則第13条、附則第14条、附則第16条から附則第19条までに規定しております単身児童扶養者を個人市民税の非課税措置の対象に加える規定が改正されましたことに伴い、同様に削除するものでございます。

以上、主な内容について御説明させていただきましたが、その他につきましては改元対応あるいは引用条項及び項ずれ、字句等の改正でございます。なお、それぞれの改正の施行日につきましては括弧書きに記載したとおりでございます。

以上、報告第4号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第5号、本巢市税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案の概要の68ページのほうをお開きいただきたいと思います。

最初に、改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正されまして、令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして所要の改正をしたものでございます。

次に、改正の内容でございますが、アの附則第10条関係、読替規定でございますが、固定資産税の課税の特例の適用される固定資産につきましては、課税の特例を適用した課税標準とする読替規定に、基準年度における課税標準額と基準税率を加えた上での読替規定に改正するものでございます。

次に、附則第10条の2関係でございますが、地方税法附則第62条に規定しております先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が新設されましたことに伴いまして、中小事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産拡大の実現に向けた新規設備投資を行った場合には、新規の固定資産税の課税標準をゼロとすることを新たに加えるものでございます。

なお、この措置に伴う減収につきましては、新たに創設されます新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これは仮称でございますが、これによりまして国のほうから補填されるものでございます。

次に、附則第15条の2関係、軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。地方税法附則第29条の8の2に規定されております臨時的軽減措置の延長に伴いまして、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を6月延長いたしまして、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、附則第24条関係でございますが、地方税法附則第59条が新たに規定されましたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月以降の収入に相当な減少があり、納税することが困難である事業者に対しまして、申請により無担保かつ延滞金なしで1年間猶予できる特例を規定するものでございます。この規定につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が来る市税でございます。

なお、この特例に伴います減収につきましては、地方債の特例措置がされるというものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、いずれも令和2年5月1日でございます。

以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。以上です。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（鐔本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第6号から報告第9号までの補足説明を久富市民環境部長に求めます。

久富市民環境部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、まず報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要、73ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本市の国民健康保険税につきまして、負担の適正化を図るため、保険税の課税限度額の引上げと所得の少ない被保険者に対する軽減措置の5割及び2割軽減世帯に係る所得判定基準の改正、及び個人が低未利用地等を譲渡した場合の課税の特例の創設に伴います条例の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の第2条関係、課税額でございますが、基礎課税額であります医療給付費賦課額に係ります課税限度額を、現行の「61万円」から「63万円」と2万円引き上げ、介護納付金課税額に係ります課税限度額を、現行の「16万円」から「17万円」と1万円の引き上げを行うものでございます。

(2)の第23条関係、国民健康保険税の減額では、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得をそれぞれ見直すものでございます。

具体的には、同条第2号の5割軽減につきましては、基礎控除額の33万円に加える被保険者に乗ずる額を1人につき、現行の「28万円」から「28万5,000円」と5,000円引き上げ、同条第3号の2

割軽減につきましては、基礎控除額の33万円に加える被保険者に乗ずる額を1人につき、現行の「51万円」から「52万円」と1万円の引上げを行うものでございます。

この改正によりまして、低所得者に対する均等割、平等割の5割軽減及び2割軽減の制度を拡充し、被保険者の負担軽減を図るものでございます。

(3)の附則第8項及び第9項、長期・短期譲渡所得に係る課税の特例では、国の令和2年度の税制改正で個人が都市計画区域内にあります低未利用地等を譲渡した場合において、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の改正の施行期日は令和2年4月1日からでございます。ただし、附則の改正規定につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日からでございます。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の議案の概要の79ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の策定で、国民健康保険に加入する被保険者に傷病手当金を支給する市町村に対し特例的な財政支援を行うことが盛り込まれましたことから、被用者の生活支援と休みやすい環境の整備の観点から、給与等の支払いを受けております被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対しまして傷病手当金を支給するため所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の附則第4項では、対象者及び支給対象日数について規定しておりまして、対象者につきましては、給与の支払いを受けております被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または感染が疑われる者、支給対象日数につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日とするものでございます。

(2)の附則第5項では、1日につき、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額を支給額とするものでございます。

(3)の附則第6項につきましては、支給期間を最長1年6か月とするものでございます。

(4)の附則第7項から附則第9項では、傷病手当金と給与等との調整について規定するものでございまして、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または感染が疑われる場合に受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定のより算定される額より少ないときはその額を支給するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては令和2年5月1日とするものでございます。

また、(2)の適用区分といたしまして、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までとする制度の適用期間を規定しております。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の議案の概要の82ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が一定程度下がった世帯に対しまして、国民健康保険税の減免を行うため所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

国民健康保険税の減免につきましては、本巢市国民健康保険税条例第25条に規定しておりますが、国が示しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきます減免措置につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日に納期限が設定されているものを適用期間としているため、本巢市国民健康保険税条例第25条第2項の国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに申請書を提出しなければならない規定について、納期限後においても申請ができるよう市長特例を整備するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和2年5月15日とするものでございます。

次に、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の議案の概要、84ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、先ほど説明させていただきました報告第7号と同様に、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾が策定され、岐阜県後期高齢者医療広域連合も新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対しまして傷病手当金が支給できるよう、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月23日に公布されたことに伴い、本市におきましても傷病手当金の支給申請者を受け付けるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第2条では、本巢市において行う事務が規定されておまして、今回、岐阜県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金について、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染が疑われる者からの傷病手当金支給申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、令和2年5月1日とするものでございます。

以上、報告第6号から報告第9号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、報告第10号及び報告第11号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第10号及び報告第11号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず報告第10号でございますが、恐れ入ります。議案のつづりの33ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第1号）を御覧願います。

この補正予算（第1号）につきましては、世界的に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、幼稚園、小・中学校等の臨時休業により影響を受けておられる市内の全ての子育て世帯を応援するための子育て世帯応援給付金支給事業に係る予算につきまして、4月24日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ9,600万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ176億6,600万円とさせていただいたものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

上段の民生費、児童福祉費の1目児童福祉総務費、補正額9,689万3,000円につきましては、子育て世帯応援給付金の支給に係る事務費といたしまして事務に携わる職員の時間外勤務手当、また消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、口座振替手数料に加えまして、子育て世帯応援給付金といたしまして令和2年4月24日を基準日とし、それまでに生まれたゼロ歳児から中学3年生までの市の住民基本台帳に登録された子どもさん、約4,400人でございますが、その子らを対象に1人につき2万円をその世帯に支給する給付金8,800万円と、そのうち市の就学援助を受けている児童・生徒、約200人でございますが、その子らがいる世帯には1人につき2万円を加算する給付金400万円の合わせて9,200万円でございます。

その下の予備費につきましては、補正予算額の調整のため89万3,000円を減額させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。

歳入の事項別明細書でございますが、繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金、補正額9,600万円につきましては、御説明申し上げました歳出補正予算額の財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金を増額させていただいたものでございます。

報告第10号につきましては以上でございます。

続きまして、報告第11号につきまして、補足説明をさせていただきます。

同じく議案のつづりの35ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第2号）を御覧願います。

この補正予算（第2号）につきましては、国における新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策を盛り込んだ今年度の補正予算が4月30日に成立したことを受けまして、市民1人当たり一律に10万円を給付する特別定額給付金や、児童手当受給対象者1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金などの予算につきまして、5月1日に専決処分をさせていただいたもので

ございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億2,999万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ211億9,599万9,000円とさせていただいたものでございます。

また、第2条といたしまして、特別定額給付金等の支給を早期に行う必要がありましたことから、資金調達の必要性を見込み、一時借入金の借入れの最高額に15億円を追加し20億円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

まず上段の国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補正額34億9,475万円のうち、1節の民生費補助金34億4,568万8,000円につきましては、特別定額給付金給付事業に係る事務費補助金3,568万8,000円と、市民1人当たり10万円を給付する給付金3万4,100人分の補助金34億1,000万円でございます。補助率は10分の10でございます。

その下の2節児童福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる子育て世帯の生活を支援する取組の一つといたしまして、児童手当を受給されております世帯に対する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る事務費補助金393万2,000円と、児童手当受給対象者1人当たり1万円を給付する給付金4,513人分の補助金4,513万円でございます。こちらも補助率は10分の10でございます。

その下の6目教育費国庫補助金、補正額345万2,000円につきましては、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等の購入費に対する1園当たり50万円を上限とする教育支援体制整備事業費補助金でございます。

次に、中段の県支出金、県補助金の8目商工費県補助金、補正額250万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる市内事業者が国の特例措置により雇用調整助成金を活用する場合の事業者の個人負担分に対する中小企業雇用調整助成事業費補助金で、市の負担額の2分の1が県から補助されるものでございます。

一番下の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金、補正額2,700万円につきましては、財源調整による繰入金の増額でございます。

7ページをお開き願います。

諸収入、雑入の7目雑入、補正額229万7,000円につきましては、3月2日から春休みまでの間、学校等が休業となったことによりまして学校給食の食材のキャンセルによる事業者に対する補償金や、キャンセルができず廃棄処分に要した費用に対する岐阜県学校給食会からの学校臨時休業対策費補助金でございます。

次に、8ページを御覧願います。

ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず1番上の民生費、社会福祉費の10目特別定額給付金給付費、補正額34億4,568万8,000円につ

きましては、歳入で御説明いたしました市民1人当たり10万円を給付するための特別定額給付金と、その給付のための事務費でございます。

下段の民生費、児童福祉費の5目の子育て世帯臨時特別給付金給付費、補正額4,906万2,000円につきましては、歳入で御説明いたしました児童手当を受給されております世帯に対する子育て世帯への臨時特別給付金と、その給付のための事務費でございます。

9ページをお開き願います。

上段の衛生費、保健衛生費の3目予防費、補正額1,763万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして庁舎などの公共施設や避難所等に配置しますマスクや消毒薬などの購入費でございます。

その下の商工費の2目商工振興費、補正額500万円につきましては、歳入で御説明いたしました雇用調整助成金を活用する場合の事業者の自己負担金に対する中小企業雇用調整助成事業費補助金でございます。

3段目の消防費の5目災害対策費、補正額139万7,000円につきましては、災害時における新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、避難所において活用する段ボール製のベッド及びパーティション等を購入するための増額でございます。

一番下の教育費、教育総務費の2目事務局費、補正額105万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則休業しておりました幼稚園における緊急情報等を保護者に迅速かつ的確に伝達するため、市内8幼稚園にそれぞれのホームページを新規に開設するための保守料及び改修委託料でございます。

次に、10ページを御覧願います。

1番上の教育費、小学校費の1目学校管理費の補正額62万7,000円と、その下の教育費、中学校費の1目学校管理費、補正額29万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、それぞれ小学校及び中学校に配置いたします非接触型体温計の購入費でございます。

その下の教育費、幼稚園費の1目幼稚園管理費、補正額406万7,000円につきましては、歳入で御説明いたしました各幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策のための非接触型体温計を含めた保健衛生用品等の購入費でございます。

一番下の教育費、保健体育費の3目学校給食センター費、補正額138万3,000円につきましては、歳入で御説明をいたしました3月2日から春休みまでの間、学校等が休業となったことによりまして学校給食の食材のキャンセルによる事業者に対する学校給食費返還等事業補償金でございます。

11ページをお開き願います。

上段の公債費の2目利子、補正額400万円につきましては、一時借入金の補正で御説明いたしましたとおり、特別定額給付金等の支給を早期に行うための一時借入金に対する利子の増額でございます。

その下の予備費につきましては、補正額の調整のため20万9,000円を減額させていただいたものがございます。

以上、報告第10号及び報告第11号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

続いて、報告第12号の補足説明を久富市民環境部長に求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（久富和浩君）

それでは、報告第12号、令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分に係る補足説明をさせていただきます。

先ほど報告第7号で御説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対し傷病手当金を支給するために係ります予算につきまして、5月1日に専決処分をさせていただいたものでございます。

議案の37ページの次、補正予算書の1ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ35億5,100万円とするものでございます。

なお、傷病手当金の予定対象者といたしまして、市内で感染者が発生した4月から10月までの2名、7か月を想定いたしまして歳入歳出予算を計上しております。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

まず事業勘定の歳入でございますが、6ページを御覧願います。

5款県支出金、1項県補助金、2目の保険給付費等交付金の100万円の増額につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の策定に伴います傷病手当金の支給につきまして、国が特別調整交付金で全額負担するものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧願います。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金につきましては、先ほど御説明いたしましたが、今年4月から10月までの2名、7か月分の傷病手当金の支給分を計上しております。

以上、専決処分について、補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

報告第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより報告第3号を採決します。
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。
続いて、報告第4号を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより報告第4号を採決します。
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。
報告第5号を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第5号については、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、報告第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第7号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第7号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第8号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第8号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第8号については、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第9号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第9号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第9号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第9号については、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第10号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第10号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第10号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第10号については、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第11号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第11号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第11号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第11号については、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、報告第12号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第12号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第12号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第12号については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 報告第13号（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第12、報告第13号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第13号 令和元年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、後ほど企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

報告第13号の補足説明を洞口企画部長に求めます。
企画部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、報告第13号 令和元年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の39ページをお開き願います。

昨年12月の令和元年度一般会計補正予算（第4号）及び本年3月の令和元年度一般会計補正予算（第6号）におきまして繰越明許費の設定をお願いいたしました10の事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行例第146条第2項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を調整し、御報告をさせていただくものでございます。

いずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり繰越しをさせていただいたものでございます。それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、それぞれの補正予算におきまして繰越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和2年度に繰越しをいたしました額でございまして、2段目の林道整備事業及び6段目の社会資本整備総合交付金事業以外の事業につきましては、限度額として設定した額と同額となっております。さらに、その右側は繰越額の財源内訳となっております。

今回、繰越しをいたしました翌年度繰越額は、合計をいたしますと7億4,056万7,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

報告第13号については、以上で報告を終わります。

日程第13 議案第35号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第13、議案第35号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第35号 本巣市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意についてでございます。

本巣市農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項を適用したいので、議会の同意を求め

るものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第35号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第35号 本巣市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意について、補足説明をいたします。

本年の7月19日をもって農業委員の任期が満了となりますので、農業委員会等に関する法律第9条の規定により農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、本巣市農業委員会の委員選任に関する規則第5条第3項の規定により、農業委員候補者選考委員会の議を経て農業委員の候補者19人を決定いたしました。

農業委員の候補者19人のうち、7人が農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定される認定農業者であり、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による認定農業者が委員の過半数を占めることの原則を満たしておりませんが、農業委員の認定農業者過半要件の例外として、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項による区域内の認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合で、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするについて、市議会の同意を得ればよいという規定とされております。

よって、本市の認定農場者数は49人で、委員の定数である19人に8を乗じた数は152人となり、本市は法の定める下回る認定農業者が少ない場合に該当し、農業委員の候補者19人のうち2人が農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌに規定される認定農業者に準ずる者であり、認定農業者及び準ずる者の合計が9人となり4分の1以上となることから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定を適用したいので議会の同意を頂くものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今詳細な説明を頂きましたが、本来は認定農業者が過半数を占めるということが原則であろうというふうに今の説明を聞いておって思うわけでございますが、そういった中で、本市には認定農業者が少ないという説明もございました。

今回、こういったことで議決を求めるに当たっては、この農業委員を認定するに当たってなかなか

か成り手が少ないとか、そういった問題でこういったことを求めるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほども御説明いたしました、本年の7月19日に農業委員の任期が満了になるということでございますので、先ほど申しましたように農業委員会等に関する法律9条の規定によりまして、市におきまして、先ほど申しました農業者、それから農業者が組織する団体、その他関係者ということで、自治会等の関係者に対しまして農業委員の候補者となるような方につきましては推薦をさせていただくというようなことで、広報紙等なりにそういった募集等をさせていただきまして候補者を募ってきたということでございます。

最終的に、そういった農業委員会事務局等、農業委員のなっただけの方、特に先ほど申しました認定農業者の方等にも働きかけをさせていただいておりますが、なかなかそういった認定農業者の方が集まらなかったというようなことで、最終的には先ほど申しました農業委員会の候補者の選考委員会の議を経まして最終的に候補者19名を決定したということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

ですから、簡単に申し上げますと、成り手がいないので、どうしても選ばなならんのでこういう規定についてやると、そういうふうに理解しやすいですね。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど申しましたとおり、法の規定が8倍以下で、先ほど申した152ということでありまして、そもそも本市の認定農業者が49ということでございますので、そういった中でなかなか農業委員会になろうという認定農業者が少ないということで、おっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

午前11時31分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（鐔本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第36号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第14、議案第36号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第36号 本巣市農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日に満了となることから、農業委員会の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいま藤原市長から提案理由がありました。

本案については、19名について議会の同意が求められております。審議は1人ずつ、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

この19名の議決に入る前に、一言。

私の勉強不足もありますし、失礼なことがあってはいけませんので、最初にお断りしておきますが、この19名の中にこの任に値しない人がいるんじゃないかという疑惑がありました。私は、その疑惑をまだ特に解くところまで達しておりませんので、この議決には参加しないので退場したいと思っております。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（鰐本規之君）

はい。

○9番（黒田芳弘君）

今の理由だけでは、この議決に参加しないというのはちょっと納得できませんが、もうちょっと理由をはっきり述べてもらわんと。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

午後1時05分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

これより安藤重治氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより安藤重治氏について、採決いたします。

安藤重治氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。したがって、安藤重治氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより福田功氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより福田功氏について、採決します。

福田功氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、福田功氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより後藤壽太郎氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより後藤壽太郎氏について、採決いたします。

後藤壽太郎氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、後藤壽太郎氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより高田禮子氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高田禮子氏に対して、採決いたします。

高田禮子氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高田禮子氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより白木幸太郎氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより白木幸太郎氏について、採決いたします。

白木幸太郎氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、白木幸太郎氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより谷口時康氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより谷口時康氏について、採決いたします。

谷口時康氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、谷口時康氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより後藤悟氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより後藤悟氏について、採決します。

後藤悟氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、後藤悟氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより廣瀬澄夫氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより廣瀬澄夫氏について、採決します。

廣瀬澄夫氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、廣瀬澄夫氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより福田勇一氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより福田勇一氏について、採決します。

福田勇一氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、福田勇一氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより堀口一平氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより堀口一平氏について、採決します。

堀口一平氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、堀口一平氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより高坂裕氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高坂裕氏について、採決します。

高坂裕氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高坂裕氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより畑中廣司氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより畑中廣司氏について、採決します。

畑中廣司氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、畑中廣司氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより高橋秀和氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高橋秀和氏について、採決します。

高橋秀和氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高橋秀和氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより杉山一郎氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより杉山一郎氏について、採決します。

杉山一郎氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、杉山一郎氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより堀部利夫氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより堀部利夫氏について、採決します。

堀部利夫氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、堀部利夫氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより山田豊樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより山田豊樹氏について、採決します。

山田豊樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、山田豊樹氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより安藤保郎氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより安藤保郎氏について、採決します。

安藤保郎氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、安藤保郎氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより川嶋あゆ子氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより川嶋あゆ子氏について、採決します。

川嶋あゆ子氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、川嶋あゆ子氏の委員任命については同意することに決定しました。

これより松尾直樹氏に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより松尾直樹氏について、採決します。

松尾直樹氏の委員任命について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、松尾直樹氏の委員任命については同意することに決定しました。

以上で、議案第36号 本巣市農業委員会委員の任命についての審議を終わります。

暫時休憩。

午後1時26分 休憩

午後1時26分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第37号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第15、議案第37号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第37号 真桑幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

真桑幼稚園の改築移転に伴い、園舎の位置を変更することから、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第37号の補足説明を青山教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、議案第37号 真桑幼稚園の改築移転に伴う関係条例の整理に関する条例についての補

作説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の104ページをお開きください。

最初に、改正趣旨でございますが、現在進めております真桑幼稚園の改築移転工事等につきまして、8月末の完了を控え、9月からの移転を予定していることから、現在の園舎の位置を変更するため関係する3条例を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、第1条関係として、本巢市立幼稚園条例の一部改正、第2条関係として、本巢市立保育所条例の一部改正、第3条関係としまして、本巢市立幼稚園設置条例の一部改正でございます。

いずれも関係する位置について、「本巢市宗慶357番地1」から「本巢市下真桑178番地1」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年9月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第38号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第16、議案第38号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第38号 物品売買契約の締結についてでございます。

内容といたしましては、小・中学校の情報機器の購入でございます。

小・中学校情報機器の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきます。

して、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第38号の補足説明を畑中総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第38号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の47ページをお開きいただきたいと思います。

小・中学校の情報機器につきましては、本年4月21日に入札を執行し、4月22日に株式会社中日AVシステム、代表取締役社長 神谷正史と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約の内容等につきましては、議案の概要の108ページから112ページに写しが添付しておりますので、そのとおりでございます。

続きまして、最初に物品名でございますが、小・中学校情報機器でございます。主な機器でございますが、デスクトップパソコン81台、ノートパソコン4台、タブレットパソコンが27台、サーバー機器4台、プリンター15台、ソフトウェア一式でございます。

次に、納入場所でございますが、本巣小学校ほか3校でございます。ほか3校につきましては、外山小学校、本巣中学校、糸貫中学校でございます。

次に、契約方法でございますが、指名競争による入札でございます。

議案の概要の113ページには入札執行一覧表がございますが、10者を指名いたし、1者が辞退いたしまして9者により入札を執行したものでございます。

次に、履行期限、納期限でございますが、令和2年9月30日としております。

次に、契約金額でございますが、消費税、地方消費税を含めまして4,235万円、税抜きで3,850万円でございます。

以上、議案第38号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今説明を受けましたけど、本巣小学校ほか3校ということで半分の学校ですけど、もう既に真正の学校なんかは去年終わったのか、ちょっと記憶が分かりませんが、来年やるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長にお願いいたします。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

この事業につきましては、昨年度の予算を繰越しさせていただいて今年度行っているものでございます。したがって、今年度から順次、G I G Aスクールに向けまして整備をしていくというものでございますので、今回が初めてでございます。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第39号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第17、議案第39号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

議案第39号 市道路線の認定についてでございます。

都市計画法による開発行為により整備された道路について、市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第39号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第39号 市道路線の認定について、補足説明をいたします。

恐れ入りますが、議案の概要の116ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、真正政田地内の4戸の専用住宅分譲に伴い、市都市開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点は政田字清水1699番3地先から終点、同番6地先までを真正2379号線として認定をお願いするものでございます。

次に、117ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、真正下真桑地内の6戸の専用住宅分譲に伴い、市都市開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路でございます。建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点は下真桑字寺田100番17地先から終点、同番20地先までを真正3421号線として認定をお願いするものでございます。

次に、118ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、真正上真桑地内の8戸の専用住宅分譲に伴い、市都市開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けております。起点につきましては、上真桑字八ッ又1956番8地先から終点、同番7地先までを市道真正3422号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第40号（上程・説明・質疑）

○議長（鰐本規之君）

日程第18、議案第40号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第40号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,123万5,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上、また個人番号カード交付事業費補助金の増額等でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルスに関連して、感染症拡大防止協力事業費負担金の新規計上及びプレミアム付商品券発行事業の拡大に伴う商工会振興補助金の増額、また庁舎整備事業における用地測量業務委託料等の新規計上等でございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第40号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第40号 令和2年度本巣市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの49ページの次のページにございます補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,123万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ214億5,723万4,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費の追加補正をお願いするものでございます。

庁舎オフィスレイアウト設計委託事業といたしまして、現在準備を進めております庁舎整備事業におきまして、新庁舎での事務スペースや書庫などを効率的に配置するため基本設計時、また実施設計時においてレイアウトの検討や文書管理基準などの作成を行うものでございまして、令和2年度から令和4年度までの3か年にわたる継続費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。

歳入の事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

まず上段の国庫支出金、国庫補助金の1目総務費国庫補助金、補正額2,051万3,000円につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務の地方公共団体情報システム機構への委託等に係る個人番号カード交付事業費補助金の増額でございます。

その下の2目民生費国庫補助金、補正額1,472万7,000円につきましては、市内の認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所が行います施設整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,443万円と、生活保護法の改正に伴う生活保護システムの改修に対する生

活困窮者就労準備支援事業費等補助金29万7,000円の新規計上でございます。

また、その下の8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額1億4,508万円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう新たに創設された交付金でございます。4月24日に専決処分させていただきました補正予算におきまして計上いたしました子育て世帯応援給付金支給事業、それと5月1日に専決処分させていただきました補正予算におきまして計上いたしました新型コロナウイルス感染症対策として、庁舎などの公共施設や避難所等に配置いたしますマスクや消毒薬、そして災害時における感染症予防対策として避難所において活用する段ボール製のベッド及びパーティション等の購入費、さらには今回の補正予算で計上しております県の休業要請に基づく休業等に協力された事業者に対し県が給付する給付金に対する市の負担金にそれぞれ充当するものでございます。

中段の県支出金、県補助金の4目農林水産業費県補助金、補正額393万円につきましては、地域農業の中心的な担い手経営体の農業用機械等の購入費に対する経営体育成支援事業補助金593万円の新規計上と、事業計画の変更に伴うスマート農業技術導入支援事業費補助金200万円の減額をお願いするものでございます。

その下の6目教育費県補助金88万6,000円につきましては、ぎふ木育の推進を目的とした市が企画・実施する事業に対する森と木と水の環境教育推進事業費補助金の新規計上でございます。

一番下の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金、補正額3,000万円につきましては、財源調整による繰入金の増額でございます。

9ページをお開き願います。

同じく基金繰入金の2目公共施設等整備基金繰入金、補正額4,000万円でございますが、今回の補正予算に計上させていただいております庁舎整備事業に係る事業認定図書作成業務、用地測量業務、地質調査業務及び庁舎オフィスレイアウト設計業務のそれぞれ委託事業に伴う繰入金の増額でございます。

その下の諸収入、雑入の7目雑入、補正額609万9,000円につきましては、消防団員21名分の退職報償金として消防団員等公務災害補償等共済基金から受入れをするものでございまして、歳出の消防費におきましても同額を計上させていただいております。

次に、10ページを御覧願います。

ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず議会費をはじめといたしまして、各項目に計上しております職員給与費等につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員及び特別職に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費の補正をお願いするものでございまして、予算書の22ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、改めて御覧いただければと思います。

それでは、給与費以外の補正につきまして御説明申し上げます。

10ページが一番下の総務費、総務管理費の5目財産管理費、補正額4,438万2,000円につきましては、歳入で御説明いたしました庁舎整備事業に係る事業認定を受けるための図書作成委託料1,339万8,000円と、用地測量業務委託料1,305万1,000円、地質調査委託料792万9,000円に加え、次のページを御覧願います。

一番上でございますが、継続費の設定をお願いいたしました庁舎オフィスレイアウト設計委託料の令和2年度分1,000万4,000円の新規計上でございます。

一番下の総務費、戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費、補正額2,754万3,000円のうち、次のページの18節負担金、補助及び交付金2,026万4,000円につきましては、歳入で御説明いたしました個人番号カード等関連事務委託交付金の増額でございます。

13ページをお開き願います。

一番上の民生費、社会福祉費の4目老人福祉費、補正額1,427万3,000円のうち、18節負担金、補助及び交付金1,443万円につきましては、歳入で御説明いたしました地域介護・福祉空間整備等施設整備費等補助金の新規計上でございます。

14ページを御覧願います。

一番上の民生費、生活保護費の1目生活保護総務費、補正額59万4,000円につきましては、歳入で御説明いたしました生活保護システムの改修委託料の新規計上でございます。

中段の衛生費、保健衛生費の2目保健事業費、補正額47万7,000円につきましては、国の新型コロナウイルス感染拡大防止策として妊婦の方々に配付される布マスク及び健診等の変更案内のための通信運搬費の増額をお願いするものでございます。

その下の3目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実に伴う財源の組替えでございます。

15ページをお開き願います。

一番上の衛生費、清掃費の2目塵芥処理費、補正額648万2,000円につきましては、本巢ストックヤードおける混雑解消のための駐車場整備工事費の新規計上でございます。

中段の農林水産業費、農業費の3目農業振興費、補正額564万3,000円のうち、18節負担金、補助及び交付金383万円につきましては、歳入で御説明いたしました経営体育成支援事業補助金593万円の新規計上と、スマート農業技術導入支援事業費補助金210万円の減額でございます。

16ページを御覧願います。

中段の商工費の2目商工振興費、補正額1億9,324万1,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力を頂きました事業者に対し岐阜県が支給する協力金に対する負担金4,000万円と、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や営業自粛の影響により消費が低迷する中、市内での消費を喚起するための額面1万5,000円の商品券を1万1,000円で販売するプレミアム付商品券3万セットの発行に係る商工会振興補助金1億5,324万1,000円の増額でございます。

17ページをお開き願います。

一番下の消防費、2目非常備消防費、補正額609万9,000円の増額につきましては、歳入で御説明いたしました消防団員の退職報償金の増額でございます。

その下の5目災害対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実に伴う財源の組替えでございます。

18ページを御覧願います。

一番上の教育費、教育総務費の2目事務局費につきましては、500万1,000円の減額でございますが、このうち10節需用費から13節使用料及び賃借料までの補正額88万8,000円につきましては、歳入で御説明いたしました県の補助事業によるぎふ木育の推進を目的とした森と木と水の環境教育推進事業のための関係予算の新規計上でございます。

21ページをお開き願います。

一番下の予備費につきましては、720万4,000円を増額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、予算書のほか議案の概要の6月補正予算(案)の概要につきましても改めて御覧いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

1点お伺いをいたしますが、今歳入歳出も説明がございましたが個人番号カード交付事業ですよ。これっていわゆるマイナンバーカードの作成とかそれに関わる申請の予算というふうに理解すればよろしいですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を副市長にお願いいたします。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

申されたとおり、マイナンバーカードの発行等による経費に伴う負担金の増額ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今回、コロナの一件で給付事業とかもあって、メディアから伝え来るところでいいですよ、やはりこのマイナンバーカードの普及率が非常に悪くて、給付の際の申請等に役所側も時間と手間を費やしてなかなか思うように進まないといったようなことが聞こえてきますが、私も含めてでしょう

けど、当時、数年前にマイナンバーカードが導入されたときにはあまり深く考えずに、実は個人的にはまだカードを作っていないんですが、やはりこのマイナンバーカードというものはこういったときにまさに事をスムーズに進めるために役立つものであるということのを再認識したところでございますが、ちなみに本市のマイナンバーカードの導入率ですとか普及率というんですかね、そういうのを分かればと思いますが。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富市民環境部長、お願いをいたします。

○市民環境部長（久富和浩君）

今の御質問についてお答えをいたします。

本巢市の令和2年4月1日現在の交付枚数でございますが、4,330枚で交付率にいたしますと12.6%ということになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

この予算はちょっと置いておいて、今普及率を聞きますと12%余りということで、ほかと比べて比較はできませんが、直感としてかなり低いんだろうなあというふうに思うわけでございますので、今回本当に改めて思ったのは、やっぱりこのカードって必要なんだなあということは思ったわけでございますね、いろんな事務の手續がスムーズに進めるに当たっては。でありますから、今回改めてその普及に関して行政側も何かちょっと一案考えていただいて普及率を上げるように、そういったこともやって考えていただきたいというふうにお願いをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に関する予算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に関する予算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に関する予算については産業建設委員会に、それぞれ所管する委員会において協議を行っていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定をいたしました。

○議長（鐔本規之君）

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月16日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後2時02分 散会

